

「SSPフレッシュシリーズ2025」開催業務委託仕様書

1. 委託業務名

「SSPフレッシュシリーズ2025」開催業務委託

2. 目的

県が推進するSAGAスポーツピラミッド構想（SSP構想）では、「中高生アスリートの育成」や、「だれもがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化」の定着に向けた取り組みを進めている。

本事業では、秋・冬に開催される佐賀県高校新人大会全体を「SSPフレッシュシリーズ2025」として開催し、大会を一体的に盛り上げるとともに、SSP構想のもと「育成」を行う高校生や、保護者、県民一般に対し「SSP構想」の浸透を図るものである。

特に、本事業を実施する新人大会等が行われる時期はプロスポーツのシーズンと重なり、高校生の新人大会の注目度は小さい傾向にある。そのため、それぞれの競技で行われる県内の新人大会を一体的に周知広報することで、注目度の向上を図る。

また、コロナ禍の時期と比べ、現在では現地に試合観戦に行くことへの障壁が無くなっており、単純なLIVE配信のみを行う意義は薄れてきていることから、LIVE配信にも県内の高校生や大学生等のスポーツに関心のある層の参画を盛り込むことで、「観る」「支える」層にとっても新たな価値を提供し、SSP構想が目指す、「だれもがそれぞれのスタイルでスポーツに関わる文化」につながることを狙う。

上記を踏まえ、本事業では、高校生、保護者及びスポーツに関心のある層をターゲットに、佐賀県高校新人大会のLIVE配信を含む一体的な広報を実施することで、新人大会から高校総体で集大成へ向かう高校生アスリートの一連の成長と活躍のストーリーを県全体が応援し「支える」文化をつくることを目的とする。

3. 事業の概要

シリーズを全競技一体的に広報し、広く県民に「SSP構想」の浸透を図る。

希望があった競技のLIVE配信を行うことで新人大会の準決勝・決勝を中心に、大会を盛り上げ、県民みんなで応援できる取り組みの実施。

※LIVE配信希望競技数は最大19競技、詳細は別紙のとおり

4. 委託業務の内容

（1）企画・広報

- ・「SSP構想」「新人大会」にフォーカスし、全競技を一体的に広報すること
- ・大会を盛り上げ、県民みんなで応援できる取り組みの企画・実施をすること
- ・新人大会は、高校総体や選手権大会に比べて報道で取り上げられることが少ないため、注目度を上げるために、各種メディア・SNS等の「記事」や「特集」として取り上げられる仕掛けを企画すること
- ・競技毎に広報を実施する場合は、競技によって予算等で明らかな差をつけないよう努めること
- ・佐賀県SSP構想の公式SNSを活用した広報を実施すること

(1) に関して企画提案に盛り込む要素

- ・「SSP フレッシュシリーズ 2025」全体の広報の具体的手法
- ・県民みんなで応援できる企画の具体的手法
- ・ビジュアルイメージ

(2) LIVE配信

①撮影

- ・事前に各競技団体と打合せを行い、撮影場所等細かく調整すること
- ・撮影時は観客・関係者の視線や動線、安全に配慮し、カメラの前を人が通らないようにすること
- ・適切に人員配置し、不測の事態にも備えた連絡体制を作っておくこと
- ・撮影会場等は別紙のとおりとする

②配信

- ・シリーズの特設ページ(サイト)を設け、配信を行うこと
- ・配信は「見やすく、分かりやすく」を心掛け、字幕や映像で、対戦相手、得点、試合時間等をリアルタイムで表示すること
- ・配信ツールは、閲覧者（観戦者）が登録などの手間がかからず、広く一般的に普及している閲覧媒体を選定すること
- ・各競技配信日の2週間前までに配信ページのURL等を競技団体及び県に共有すること
- ・最初の配信となる競技の1週間前までにテスト配信を行い、県の確認をとること
- ・試合後1か月間は、全試合アーカイブ配信を行うこと
- ・配信にかかる通信費（ルーター等）等も予算内で全てまかなうこと

③実況・解説

- ・各競技1試合は実況・解説付きの配信を行うこと
- ・実況者・解説者には可能な限り、高校生やスポーツに関心のある県民等を起用すること

(2) に関する企画提案に盛り込む要素

- ・配信方法（閲覧媒体）
- ・閲覧画面のイメージ
- ・実況解説のイメージ（募集方法も含む）

(3) その他「SSPフレッシュシリーズ2025」開催に必要な業務

- ・特に、関係者との連絡・調整、スケジュール管理については十分に注意すること

5. 業務委託期間

契約締結の日～令和8年2月27日

6. 留意事項

- (1) 当該委託業務の執行にあたり必要となる著作権の処理は、受託者が関係団体と協議の上、適切に行うこと。
- (2) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (3) 受託業務の完了後、完了報告書及び請求書等の関係書類を提出すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。